

宅地造成工事規制区域

制度に基づく措置等

区分	根 拠 法 等	指 定 基 準 等	措 置 等
宅 地 造 成 工 事 規 制 区 域	<p>宅地造成等規制法</p> <p>(制定年月日) 昭和36年11月7日 法律第191号</p> <p>(目的) 宅地造成に関する工事について、崖崩れ等の災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与する。</p>	<p>市街地又は市街地になろうとする土地の区域であって、現に宅地造成が行われているか又は今後宅地造成が行われると予想される地域で、勾配が15度を超える傾斜地が過半を占める区域、風化の進行が著しい台地又は地盤の軟弱な台地が過半を占める区域</p>	<p>1 区域内において、例えば次の土地の形質の変更を行う場合は、知事の許可が必要</p> <p>(1) 切土であって、高さ2メートルを超えるがけが生ずることとなるもの</p> <p>(2) 盛土であって、高さ1メートルを超えるがけが生ずることとなるもの</p> <p>(3) 切土と盛土を同時に行う場合であって、当該切土及び盛土をした部分に高さが2メートルを超えるがけが生ずることとなるもの</p> <p>(4) 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p> <p>2 知事は、区域内にある宅地で宅地造成に伴う災害の発生のおそれが著しいものがある場合は、改善命令等を行うことができる。</p>